よって、アルゼンチン産業財産権庁長官はここに以下を命じる。

1. 特許庁は、法律第24481号（1996年改正）に従って出願された発明特許出願であって、パリ条約第4条A.1の規定に基づき主張される優先権が先行庁又はその他の庁により海外で認められたことが確認される出願について、当該庁を支配する法律が実体審査の実施を検討し、当該庁がアルゼンチン共和国と同様の特許要件適用基準を順守している場合には、法律第24481号（1996年改正）第4条に定める要件が適切に遵守されているとみなすこと、及び国際調査を考慮することを許可される。
2. 特許庁は、法律第24481号（1996年改正）に従って出願された発明特許出願であって、パリ条約第4条A.1の規定に基づく優先権を主張していない出願について、当該発明特許がアルゼンチン出願の出願日より後に外国で付与されたこと、国内出願の出願より後に当該発明の公報が発行されたこと、並びに特許を付与した庁が実体審査を行ったこと及びアルゼンチン共和国と同様の特許要件適用基準を持っていることを確認した場合には、法律第24481号（1996年改正）第4条に定める要件が適切に遵守されているとみなすこと、及び国際調査を考慮することを許可される。
3. 前２条でいう出願は、以下の必須条件を満たす場合に特許を付与されるものとする。
4. アルゼンチン共和国出願の特許請求の範囲が、本決議第1条及び第２条でいう外国特許の請求の範囲より狭いかそれと同等であること。
5. アルゼンチン共和国での有効出願日時点で、国内の先行技術文献がない。
6. 本決議第２条でいう同等の特許の出願日とアルゼンチン共和国での出願日の間に海外の先行技術文献がない。海外の先行技術文献は法律第24481号（1996年改正）第4条が求める特許要件に影響する場合がある。
7. 国内特許出願で請求される事項が、法律第24481号（1996年改正）第5条及び第7条、並びに規則第6条（法令第260/96号附属書Ⅱ）に含まれていないこと。
8. 第三者による異議申立が法律第24481号（1996年改正）第28条及び規則（法令第260/96号附属書Ⅱ）の規定に従って検討されること。
9. 同等の特許を審査した外国庁が、アルゼンチン共和国が審査対象の案件について用いるものと同様の特許要件適用基準を検討していること。
10. 本決議は、実体審査が着手されておらず、且つ前述の条件を満たす発明特許に適用されるものとする。
11. 第1条、第2条で検討されるケースにおいて、実体審査が行われる前に、出願人は本決議の係属中の案件への適用を自発的に申請することができる。出願人は申請に際し、国内出願の請求の範囲の外国で特許された範囲への補正書を適切な翻訳文とともに添付するものとする。特許庁は申請から60日以内に査定を発行する。
12. 第1条、第2条で検討されるケースにおいて、特許庁は出願人に対し、通知から90日以内に国内出願の請求の範囲を外国で特許された範囲に補正するよう求めることができる。
13. 特許庁は、技術的若しくは法的な理由がある場合、又は国家防衛、国内治安、健康に関する非常事態などの公益上の理由がある場合には、本決議を適用してはならない。
14. 本決議は、2016年10月15日に発効するものとする。本決議の発効に伴い、INPI決議P-263/03号及びP-125/09号は無効となるが、すでに係属中の手続については、出願人が本決議の適用を明示的に申請しない限り、それらの決議が適用されるものとする。
15. 第5条の規定に従って本決議の適用を申請するために出願人が使用する様式は、本決議の附属書に添付される。
16. 本決議を記録・公開するとともに、登記局に官報への掲載を通知すること、これらの完了後に特許公報で公開すること、及び公報の写しをニュース掲示板及びINPIウェブサイトで開示し、その後、開示した写しをファイリングすることをここに命じる。

決議P-056号